

第 10 期神奈川県情報公開  
運営審議会報告書

平成 15 年 3 月 28 日

平成 15 年 3 月 28 日

神奈川県知事 岡崎 洋 様

神奈川県情報公開運営審議会  
会 長 磯 部 力

### 第 10 期神奈川県情報公開運営審議会の審議状況について（報告）

神奈川県情報公開運営審議会は、第 10 期（平成 13～14 年度）の任期の満了を迎えるにあたり、ここにこれまでの審議状況を取りまとめ、報告いたします。

#### I はじめに

当審議会は、神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号）に基づき、情報の公開に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議するため、知事から委嘱を受けた 16 名の委員によって構成されています。

当審議会は、神奈川県情報公開条例が県民の「知る権利」を実質的に保障する制度であることを基本認識とし、情報公開制度の運用状況等について任期中に計 6 回の会議を開催して、調査審議を行いました。特に今期は、第 9 期の報告書で提言のあった大量請求への対応について、前半期に集中して審議を行い、その結果を「例外的な大量請求に対する取扱い方策について」と題する中間報告書として平成 14 年 3 月 22 日に知事に提出しました。なお今期の全体を通じての審議の概要は、別紙「第 10 期審議会の審議経過」のとおりです。

#### II 情報公開制度の改善・充実について

本県の情報公開制度は、昭和 58 年 4 月の「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」に基づいて施行されてきましたが、その後の社会環境の変化を踏まえた当審議会の答申を受けて、条例全体の見直しが行われ、平成 12 年 4 月からは新たに「神奈川県情報公開条例」（以下「情報公開条例」という。）が施行されています。この情報公開条例の施行以降、平成 13 年 4 月からは、出資団体等の情報公開規定に基づき、県主導の第三セクターの情報公開制度が始まり、また、平成 13 年 10 月からは、公安委員会及び警察本部長を実施機関とする警察の情報公開も始まりました。

以下、第10期の任期中に実施機関が行った情報公開制度の改善・充実に關する措置について、(1)第9期報告書に含まれていた提言に対応するものと、(2)国において新たに法制化された独立行政法人等の情報公開に關する取扱いに係るものに分けて整理しておきます。

#### 1 第9期報告書の提言への対応状況

第9期(平成11~12年度)の当審議會は、新条例の運用開始後に生じた課題や、状況変化に応じた留意点等について知事に提言しましたが、この提言を受けて次のように制度の改善・充実が図られています。

(1) 公安委員会及び警察本部長の処分に対する不服審査体制の整備については、地方自治法施行令が改正され、平成12年11月22日から施行されたことにより、知事設置の附属機関に諮問することが可能となったことから、情報公開条例が一部改正され、既存の情報公開審査会に諮問されることとなりました。

また、情報公開審査会の委員数が平成13年4月から2人増員され、計7人となるとともに、諮問案件の増加に対応し、審議の迅速化が図られるよう、情報公開条例が一部改正され、情報公開審査会の全体会で調査審議する諮問事案を除き、委員3人以上で構成する部会で調査審議できるようになりました。

(2) 電磁的記録が請求対象に加えられたことに対応するため、実施機関が電磁的記録を管理している場合は、行政文書目録の備考欄に、その旨が記載されるようになりました。

(3) 出資団体等の情報の公開の推進については、平成13年4月から県主導の第三セクターの情報公開が始まりましたが、県からの出資比率、補助金額、県との関わり等から、県主導の第三セクターに準ずると思われる団体について、所管室課を通じて働きかけが行われた結果、新たに6団体が指定され、これらの団体は、平成14年4月から情報公開制度が実施されるようになりました。

その結果、現在、県主導の第三セクター35団体とあわせた41団体で情報公開制度が実施されています。

(4) 大量請求への対応については、前述の通り「例外的な大量請求に対する取扱い方策」について、平成14年3月22日に中間報告書の形で提言を行いました。

この提言に即して、不適正な大量請求に対する取扱い要綱が制定され、

平成 14 年 4 月 1 日から施行されました。

(5) 情報ニーズが高く、かつ全部公開としている文書の取扱いについては、平成 13 年 4 月から介護保険医療機関及び保険薬局の指定についての文書が、また、同年 6 月から県立高校入学者選抜に係る選抜基準の文書が、県政情報センターに配架され、情報提供で対応されるようになりました。

(6) ファクシミリなどによる新たな請求手続については、平成 14 年 7 月に神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準が改正され、ファクシミリによる請求も受け付けられることになりました。

## 2 独立行政法人等の取扱い

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の制定に伴い、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が一部改正され、国の行政機関においては、独立行政法人等やその役職員に関する情報を国・地方公共団体や公務員に関する情報と同様に取り扱うこととなりました。

これらの情報の取扱いについては、当審議会の意見も踏まえて、平成 14 年 10 月に情報公開条例の一部改正が行われ、国に準じて取り扱うこととされました。

## III 情報公開条例運用上の今後の課題について

以上の実施状況を踏まえ、制度のさらなる改善・充実について検討した結果、次のとおり提言します。

### 1 情報公開手続等の電子化について

インターネットの急速な普及など社会における情報化の進展に対応して、県では電子県庁の実現を目指した取組みが進められています。平成 14 年 5 月に策定された「行政システム改革第二ステージ アクション・プログラム」では、「県民参加（県への意見・提言等）の電子化の推進」、「行政情報提供機能の充実」等とともに、「申請・届出等手続の電子化の実現」が掲げられています。

そこで、今後、情報公開手続等の電子化を進めるに当たっては、次のような課題に積極的に取り組むことが望ましいと考えます。

#### (1) 請求対象文書の特定を支援するシステムの整備・充実について

インターネットを通じて情報の公開を請求するためには、請求者が請求対象文書をできるだけ特定しやすいように、県が持っている文書に関する情報をできるだけわかりやすく提供することが重要です。その場合、県民の利便性の向上、県の文書管理の方法等を踏まえると、文書件名単位での

提供と検索が可能となるシステムの整備を目指す必要があると考えます。

なお、この場合でもインターネットを使用しない請求者のことを考慮して、県政情報センター等で容易に行政文書の検索ができるような方策を工夫する必要があると考えます。

## (2) インターネットによる請求を受け付ける際の課題について

インターネットによる請求の導入により、24時間いつでも、どこからでも請求することが可能となる一方、受付窓口での対面的な対応がなくなるため、文書が特定されないで、例えば「〇〇に関する文書」というような請求が増えるものと予想されます。そこで、そうした場合に請求者と連絡をとって請求対象文書を特定するに当たり、情報公開課と各室課所との役割を明確にしておく必要があると考えます。

なお、情報公開条例（第9条第1項）では、情報公開請求をしようとするものは、必要な事項を記載した書面を提出しなければならない旨を定めていますので、インターネットによる請求を認めるためには、その改正が必要になると考えます。

## (3) 将来的な課題について

インターネットで公開請求した場合には、インターネットで閲覧したいという要望もあると思います。この点は、電子化されていない文書の取扱い、非公開情報が漏れないようなマスキングの問題、コストの問題等もありますので、将来的な課題として検討していく必要があると考えます。

## 2 出資団体等の情報の公開の推進について

現在、県主導の第三セクター35団体すべてとそれに準ずると考えられる6団体の合わせて41団体で情報公開制度が実施されており、県と同じような制度を実施すべきと考えられる団体の情報公開については、ほぼ目標が達成されたと考えられます。

今後は、これらの団体に次いで県からの出資の比率や補助金額が大きい団体について、当面、財務書類等の情報提供を働きかけることが望ましいと考えます。

## 3 諾否決定の迅速化について

情報公開請求があった場合、情報公開条例（第10条）では原則として15日以内に諾否の決定を行わなければならないことになっていますが、過去に何度か請求があるなどして、公開・非公開（部分）が定型化しているような行政文書については、少しでも早く諾否の決定を行うことが県民ニーズにかなうので、諾否の決定の一層の迅速化を図ることが望ましいと考えます。

#### IV その他の留意事項

##### 1 情報公開条例の適正な運用

国においては、平成13年4月から本格的な情報公開制度の運用が始まりましたが、請求を受けた官庁の側で、情報公開請求者について、請求書以外から収集した個人情報に記載したリストを作成していた事例や、開示請求された文書を密かに廃棄していた事例などが判明し、情報公開制度の根本趣旨を踏みにじる不適切な取扱いが問題となりました。

こうしたことが本県においては決して生じないように、情報公開請求者の個人情報の取扱いや行政文書の管理には十分留意するとともに、職員の教育訓練を徹底し、引き続き情報公開条例の基本精神に基づき、適正で透明な運用に努めていく必要があると考えます。

##### 2 その他

県では近年、各種事務事業の実施に当たり、民間委託による民間活力の導入が進められています。このようなアウトソーシングの推進は、今後の自治体行政にとって必須の課題となるものと思われませんが、当審議会の関心である情報公開の拡充という視点から見た場合、今後民間に委託される業務の範囲が拡大するにつれて、各種事務事業への情報公開条例の適用範囲が限定されることになり、県政の透明性の水準が全体として低下することのないよう、将来の課題として意識しておく必要があるとの意見があったことを付記しておきます。